

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人にじ子屋(以下「この法人」という。) 定款第 18 条の規定に基づき、この法人の役員(定款第 12 条で定義される。)の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第 3 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、総会において定める。
2 監事に対する報酬等の額は、総会において定める。

(賞与、退職慰労金等)

第 4 条 この法人は、役員に対し、前条に規程する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額(ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を月末に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。
2 常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。
3 監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 2 で除した金額(ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を 6 月末に本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第 7 条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

附則 この規程は令和 6 年 10 月 25 日より実施する。(令和 6 年 10 月 25 日理事会決議)